2021.5.16 第 7 回日本政治法律学会研究大会

「法律改正過程の検討」

民法（親子法制）の改正過程の検討
――法制審議会民法（親子法制）部会の中間試案について　――

新見公立大学　和田美智代

1　民法（親子法制）部会設置の理由　　〈現行規定の見直し〉

（1）　児童虐待の社会問題化：民法第 822 条の懲戒権に関する規定の見直し

①国際的背景：国連・児童の権利委員会

第 2 回（2004 年）　統括所見において体罰についての勧告（親権への言及はない）

第 3 回（2010 年）　統括所見において日本の親権制度を激しく批判

②国内的背景：児童虐待防止法第 14 条

児童虐待防止法対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律

（令和元年 6 月 19 日成立）

同法附則第 7 条第 5 項

（2）無戸籍者の問題の解消：民法の嫡出推定制度に関する規定の見直し

戸籍法第 135 条にもとづく出生の届出が行われないために無戸籍者となる子の存在

出生届が出されない主要な原因としての嫡出推定制度

2　民法（親子法制）部会の審議

（1）法制審議会第 184 回会議（令和元年 6 月 20 日）：法務大臣の諮問（第 108 号）

法制審議会総会　　（　　同上）　　）：専門の部会の設置

（2）令和元年 7 月 29 日　民法（親子法制）部会（以下、「部会」という）第 1 回会議開催

委員　16 名　幹事 11 名　関係官 6 名

部会長：大村敦志　学習院大学法科大学院教授

部会長代理：窪田充見　神戸大学大学院法学研究科教授

令和 3 年 2 月 9 日（第 14 回部会）「民法（親子法制）等の改正に関する中間試案」

（3）部会の今後の予定

令和 3 年 2 月 25 日から同年 4 月 26 日まで　パブリック・コメント

引続き（令和 3 年 4 月 20 日第 15 回開催）審議継続

児童福祉法改正法附則により、施行後 2 年（令和 4 年 4 月 1 日）までに一定の結論

3　「民法（親子法制）等の改正に関する中間試案」の概要

（節の表記は中間試案の表記に従う）

第 1　懲戒権に関する規定等の見直し

1　懲戒権に関する規定の見直し

【甲案】【乙案】【丙案】

2　監護及び教育に関する一般的な規律の見直し

第２　嫡出の推定の見直し等

1　嫡出の推定の見直し

③ 【甲案】【乙案】

2　再婚後の夫の子であるという推定に対する嫡出否認の効果

第３　女性の再婚禁止期間の見直し

【甲案】【乙案】

第４　嫡出否認制度の見直し

1　夫の否認権の見直し

2　子及び母の否認権の新設

【甲案】【乙案】

3　再婚後の夫の子と推定される子についての前夫の否認権の新設

（1）　再婚後の夫の子であるという推定に関する否認権

④【甲案】【乙案】

（2）　再婚後の夫の子であるという推定が否定された場合における前夫の子であるという推定に対する否認権

第５　成年等に達した子の否認権の新設

【甲案】【乙案】

第６　父子関係の当事者の一方が死亡した場合の規律の見直し

1　否認権者が死亡した場合の規律の見直し

【甲案】【乙案】

2　否認権を行使する父子関係の他方当事者が死亡した場合の規律の見直し

第７　嫡出推定制度の見直しに伴うその他の検討事項　［論点提示のみ］

1　嫡出の承認の制度の見直しに関する検討

2　第三者の提供精子により生まれた子の父子関係に関する検討

3　認知制度の見直しに関する検討

4　おわりに

「民法（親子法制）等の改正に関する中間試案」は以下を参照してください。
http://www.moj.go.jp/content/001342626.pdf